

平成28年第1回(3月)大郷町議会定例会会議録第5号

平成28年3月18日(金)

---

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	石川壽和君
5番	若生寛君	6番	赤間滋君
7番	和賀直義君	8番	高橋重信君
9番	石垣正博君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

---

出席議員(14名)

応招議員と同じ

---

欠席議員(0名)

なし

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	赤間正幸君	副町長	吉田喜久夫君
教育長	大友正隆君	総務課長	佐々木君男君
企画財政課長	千葉伸吾君	税務課長	残間俊典君
町民課長	武藤浩道君	保健福祉課長	安海洋一君
農政商工課長	伊藤長治君	地域整備課長	櫻井孝則君
会計管理者	小畑正勝君	教育課長	浅野辰夫君
公民館長	熊谷正伸君		

---

事務局出席職員氏名

事務局長 櫻井真江 次長 三浦光 主事 佐藤聖大

---

議事日程第5号

平成28年3月18日(金曜日) 午後1時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第25号 平成28年度大郷町一般会計予算

日程第 3	議案第 26 号	平成 28 年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第 4	議案第 27 号	平成 28 年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第 5	議案第 28 号	平成 28 年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 6	議案第 29 号	平成 28 年度大郷町下水道事業特別会計予算
日程第 7	議案第 30 号	平成 28 年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 8	議案第 31 号	平成 28 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算
日程第 9	議案第 32 号	平成 28 年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第 10	議案第 33 号	平成 28 年度大郷町水道事業会計予算
日程第 11	委発第 1 号	大郷町議会委員会条例の一部改正について
日程第 12	請願第 1 号	町道山中・希望の丘線、新設道路見直しについての請願
日程第 13	請願第 2 号	T P P 協定を国会で批准しないことを求める請願
日程第 14	陳情第 1 号	軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情
日程第 15	委発第 2 号	軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書（案）
日程第 16	議員派遣の件	
日程第 17	閉会中の所管事務調査	

---

本日の会議に付した案件  
議事日程と同じ

---

午 後 1 時 3 0 分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、5番若生寛議員及び6番赤間滋議員を指名いたします。

- 
- |       |        |                          |
|-------|--------|--------------------------|
| 日程第2  | 議案第25号 | 平成28年度大郷町一般会計予算          |
| 日程第3  | 議案第26号 | 平成28年度大郷町国民健康保険特別会計予算    |
| 日程第4  | 議案第27号 | 平成28年度大郷町介護保険特別会計予算      |
| 日程第5  | 議案第28号 | 平成28年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算   |
| 日程第6  | 議案第29号 | 平成28年度大郷町下水道事業特別会計予算     |
| 日程第7  | 議案第30号 | 平成28年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算  |
| 日程第8  | 議案第31号 | 平成28年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算 |
| 日程第9  | 議案第32号 | 平成28年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算    |
| 日程第10 | 議案第33号 | 平成28年度大郷町水道事業会計予算        |

議長（石川良彦君） 日程第2、議案第25号 平成28年度大郷町一般会計予算、日程第3、議案第26号 平成28年度大郷町国民健康保険特別会計予算、日程第4、議案第27号 平成28年度大郷町介護保険特別会計予算、日程第5、議案第28号 平成28年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算、日程第6、議案第29号 平成28年度大郷町下水道事業特別会計予算、日程第7、議案第30号 平成28年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算、日程第8、議案第31号 平成28年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算、日程第9、議案第32号 平成28年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算、日程第10、議案第33号 平成28年度大郷町水道事業会計予算を一括議題といたします。

ここで、予算審査特別委員会に付託されました議案第25号から議案第33号までの各予算について、委員長より審査結果の報告を求めます。予算審査特別委員長高橋重信議員。

予算審査特別委員長（高橋重信君） 委員会報告します。

平成28年3月18日

大郷町議会議長 石川良彦 殿  
予算審査特別委員会

委員長 高橋重信

委員会審査報告書

本委員会に付託された下記事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、大郷町議会会議規則第72条の規定により報告します。

なお、本委員会は別紙のとおり意見を付することに決定しました。

記

事件番号、件名、審査の結果で報告します。

議案第25号 平成28年度大郷町一般会計予算、可決すべきものと決定。

議案第26号 平成28年度大郷町国民健康保険特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第27号 平成28年度大郷町介護保険特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第28号 平成28年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第29号 平成28年度大郷町下水道事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第30号 平成28年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第31号 平成28年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第32号 平成28年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第33号 平成28年度大郷町水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

意見

○一般会計予算

1. 義務化となった職員のストレスチェックシステムを有効に活用し、職場環境の改善、職員の健康推進に努められたい。
2. 新設された「まちづくり推進課」での定住促進、雇用確保、空き家等の利活用等、積極的に推進されたい。
3. 児童館建設に伴い代替施設となる文化会館の使用制限を再考されたい。
4. 保健指導体制の強化と受診率の向上を図り、健康なまちづくりを推進されたい。
5. 開発センターの有効活用を早急に実現されたい。

6. 通学路を早急に整備し、児童の安全確保に努められたい。
7. 消防団員の定数の確保と体制のあり方を検討されたい。
8. 新規導入される校務支援システムについては、個人情報の取り扱いには厳重な管理徹底をされたい。
9. 学校給食への地場製品の導入を積極的に行われたい。

○国民健康保険特別会計予算

なし

○介護保険特別会計予算

1. 医療費抑制、健康増進の観点からも、予防医療の更なる充実を図られたい。

○後期高齢者医療特別会計

なし

○下水道事業特別会計

1. 加入促進に努力されたい。

○農業集落排水事業特別会計

1. 加入促進に努力されたい。

○戸別合併処理浄化槽特別会計

1. 加入促進に努力されたい。

○宅地分譲事業特別会計

なし

○水道事業会計

1. 漏水調査等を行い、有収率向上に努力されたい。
- 以上で報告を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で、審査結果の報告を終わります。

これより、議題ごとに討論採決を行います。

まず、議案第25号 平成28年度大郷町一般会計予算について討論に入ります。ございませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それでは、議案第25号の平成28年度大郷町一般会計予算案に反対する立場で討論いたします。

政策審議会のあり方について。

政策審議会の所掌事務で、町長の諮問に応じ、大郷町の総合的な計画及び町長が必要と認める地域開発、振興に関する重要事項の計画の策定、その他必要な調査及び審議を行うとされておりますが、山中・希望の丘町道建設について、町長は通学路の整備だけでなく、将来の本町の市街

化形成にも大いに役立つものと説明されております。それだけ重要な計画なのに、あの道路は町の総合計画の枝の部分だから町の判断で整備するものとの答弁でありました。そのように政策審議会を位置づけるならば、総合計画が策定された後の審議会のあり方は皆無に等しいものとなるのではないかと考えます。もっと政策審議会を開催し、委員の声をまちづくりに大いに生かすべきだと考えます。企業誘致が本町の雇用対策につながるののか、かけ声にもかかわらず、実際は本町の町民の雇用がゼロの企業も多く、果たして企業誘致が本町の雇用の受け皿にどのようなつながっているのか、その実態が示されておられません。早急に把握し、雇用対策を図っていくべきと考えます。

次に、公用車の購入について。

幾ら補助金があるからといえ、町民の経済状況から判断して、1台が300万円を超える高額な公用車が果たして必要かどうか、私は疑問視するものであります。

また、国のマイナンバー制度の実施に伴い、住民情報システム賃借料に一般会計から2,655万3,000円もの歳出が計上されております。確かに国の事業で末端の組織としてやらなければならないというつらさはわかりますが、しかし実態を見ますと、マイナンバーの申請状況が341人で、そのうちの交付者は173名と、人口の8,400人あまりの約4%の申請と、実質は2%の交付率と極めて低調なこのシステムの理解であり、それに多額の町の一般財源からの歳出は私は認められないと考えるものであります。

また、職員のストレス解消の診断を本人からの発信で把握するという、いわゆる今はやりの電子での声を聞こうということですが、労務管理は、その病の性格上、果たしてどの程度、その問題解決につながるのか、疑問であります。これは常日ごろから職員との対話を重視する中で職員の健康を気遣う職場環境づくりこそが急がれるのではないかと考えます。

東日本大震災から5年を経過し、本町での仮設住宅での暮らしはなくなったものの、いまだに震災の傷を背負って暮らしている方々は町内に多く、被災者に対する医療費の窓口負担一部軽減に要した費用は26年度は340万円に達し、27年度は460万円と、年数が経過して反対に医療費の負担が35%もふえております。それを仮設住宅暮らしがいなくなったから28年度からばっさり廃止は、あまりにも酷ではないかと思えます。一般会計から国保会計に繰り出す、その権限の継続を図るべきと考えます。

文化会館の利用が、児童館建設に伴い、町が住民の文化、健康面からその活動を全面的に支援している諸団体の活動の場として利用しているこの文化会館が基本的には利用できなくなり、大変困っていると諸団体から苦情が出されております。その受け皿が示されないまま、一方的に町から言われたとの話も聞いております。諸団体の活動に支障を来さないよう万全の体制で、全ての町民が大郷町教育振興基本計画に掲げております「心豊かでたくましく生きる人間の育成を目指して」がかけ声だけでなく、その実現のため、文化会館の使用制限について広く話し合っただけで進めてもらいたいものであります。

次に、校務支援システムの導入により、先生方と生徒の接する時間が増すので画期的な取り組みとの評価をしておられるようですが、児童生徒の個人情報システム会社等校外に持ち出すことになり、成績や健康情報ばかりではなく、顔写真や実名まで登録する以上、このシステムを導入するに当たっては保護者への説明や同意などが必要と考えますが、その件についてどのような協議が図られたのか何ら説明もなく、教育委員会でもシステム導入についてのよしあしが議論もなく、その活用に疑問を抱くところであります。

次に、定住化促進事業の一環として、高崎団地造成工事費用について、造成費総額で4億1,535万5,000円もかかり、52戸の建設宅地で単純に案分すれば1区画当たり約800万円の宅地になります。先ほど、この会議直前に資料が配られておりますが、目を通す時間がありませんでしたので、私から見ると1区画800万円の宅地だと考えております。かなり高価な町営住宅となり、さらには分譲を積極的に進め、定住化を促進するという観点から分譲者にさらなる助成を講じることにでもなれば多額の歳出となり、町財政を逼迫させることになり、定住化構想による高負担が既に定住している町民生活に影響を及ぼさないか危惧されるところであります。

次に、農地中間管理機構に取り組む姿勢が強くあらわれておりますが、昨年末の国の法改正による国・県の方針が議会に明らかにされないままの予算計上であり、果たしてこの政策への参加が、真に基幹産業が米づくりの本町にとってプラスになるのか。反対に、町の将来に禍根を残すことにつながらないか、不安を抱くものであります。万が一にも稲作について農地中間管理機構に集約される農家が多くなった場合、そこで浮いた労力をどのように生かすのか。その受け皿としての農地活用や農業振興について何も示されておられません。町と農協がその対策を急いで講

じる必要があると考えます。

次に、物産館、開発センター、縁の郷の指定管理について、その管理が株式会社おおさと地域振興公社に委託されましたが、指定管理を公社に任せたとしても赤字続きで困難な経営に陥っているにもかかわらず、その有効活用について町としてどのようにあるべきかの方針が示されておりません。公社の役員会でそのあり方を検討すると言っておられても、ほとんど経営責任を担っている町が方向を示すことこそが経営改善につながる大きな糸口になるものと考えます。それが示されず、ペーパー1枚で示されたのは、いつものパターンの改善計画であり、とてもそれぞれの施設の再建は困難ではと考えるものであります。町として早急にどうあるべきかを示し、取りかかえることを求めるものであります。

大郷町まち・ひと・しごと総合戦略施策実施初年度に当たり、27年度からですが、実質のスタートはことしが初年度と考えます。東北の一大消費地仙台の近くに控え、基幹産業が農業という本町の独自色が出されておらず、施策概要においても期間が4年間という短い期間というせいもあるんでしょうが、ほとんど計画倒れに終わりそうな内容で、果たして総合戦略という名に値するのか、考えなければなりません。

さて、15日まで税金申告の相談が行われました。季節柄、税務課の職員の皆さんには大変な御奮闘に心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、私たちは住民が主人公であり、町長は先日の私の一般質問に対しても、我々は町民があつてこそその立場にあり、そして仕事をしておりますと答えております。しかし、税金申告の相談で、その町民に対し、国で認められている申告方法に難癖をつけ、あげくの果てにそのような農業、赤字経営の米づくりをしているなら経営をやめたほうがいいのではと、人前であるにもかかわらず、はばかりことなく所得額まで他人に聞こえるように話されたと怒って私のところに飛んできた方がありました。私、これは常日ごろから町長初め管理職の町民に奉仕するという公務員としての職員教育が大幅に低下しているあらわれであるものと考えます。執行部の猛省を求め、平成28年度大郷町一般会計予算案に反対し、討論いたします。終わります。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。6番赤間 滋議員。

6番（赤間 滋君） 大郷町一般会計予算について賛成討論をいたします。

平成28年度大郷町一般会計を初めとして各種会計におきまして、去る



3月8日の本会議において、その審査のために議長を除く全議員で構成される、高橋重信議員を委員長とする予算審査特別委員会が設置され、3月10日より5日間にわたり各課ごとに慎重に審査をいたしました。その結果、先ほど委員長より報告があり、賛成多数により原案どおり可決すべきものと決定された旨の報告がありました。よって、委員長報告どおり、本案件に賛成し、賛成討論といたします。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。2番大友三男議員。

2番（大友三男君） 平成28年度一般会計予算、反対討論をいたします。

本町の住民バスや老人ふれあいの家送迎バスの委託料は、同じような条件のほかの自治体と比較すると極端に高額で、町執行部の答弁では公共事業入札時の価格試算要綱を無理やり当てはめ、人件費に民間会社自身の利益の中から支払うべき社会保険料や健康保険料までも含め、人件費としている。さらに、車両維持費、燃料費、消耗品費や整備費及び諸経費なども実際にかかる費用よりも金額の上乗せが見られ、おおさと地域振興公社のときの委託料と比較しても相当な金額が加算されており、なぜ一民間会社にこのような手厚い委託料を支払わなければならないのか疑問である。ほかの自治体ではこのような委託料の算定をし、全額を委託料として支払っている自治体は一つもなく、本町のように自主財源の少ない自治体は本当に必要な事業に貴重な税金を1円も無駄にすることなく配分すべきで、平成28年度の住民バスや老人ふれあいの家の送迎バスの委託料を見ても、このような積算をしており、到底納得できるものではなく、他の一般会計予算に対しても不信感を持たざるを得ない。よって、28年度一般会計予算に対し反対討論とする。以上です。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第25号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

平成28年度大郷町一般会計予算に対する委員長の報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。

したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の起立

を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成28年度大郷町国民健康保険特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので討論省略をし、これをもって討論を終わります。

これより、議案第26号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

平成28年度大郷町国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は、可決すべきものであるとの報告であります。

したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成28年度大郷町介護保険特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第27号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

平成28年度大郷町介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。

したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成28年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第28号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

平成28年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は、可決すべきものであるとの報告であります。

したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成28年度大郷町下水道事業特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第29号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

平成28年度大郷町下水道事業特別会計予算に対する委員長の報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。

したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成28年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第30号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

平成28年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算に対する委員長の報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。

したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成28年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第31号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

平成28年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算に対する委員長の報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。

したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成28年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第32号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

平成28年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算に対する委員長の報告は、可決すべきものであるとの報告であります。

したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成28年度大郷町水道事業会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第33号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

平成28年度大郷町水道事業会計予算に対する委員長の報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。

したがって、本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第11 委発第1号 大郷町議会委員会条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第11、委発第1号 大郷町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長千葉勇治委員。

議会運営委員長（千葉勇治君）

委発第1号

平成28年3月18日

大郷町議会議長 石川良彦 殿

提出者

大郷町議会運営委員会委員長

千葉勇治

賛成者 同委員 石川秀雄

同委員 石川壽和

同委員 高橋重信

同委員 石垣正博

同委員 吉田茂美

大郷町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

別紙

大郷町議会委員会条例の一部を改正する条例

大郷町議会委員会条例（昭和39年大郷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「企画財政課」の次に「、まちづくり推進課」を加える。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、委発第1号 大郷町議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 請願第1号 町道山中・希望の丘線、新設道路見直しについての請願

議長（石川良彦君） 日程第12、請願第1号 町道山中・希望の丘線、新設道路見直しについての請願を議題といたします。

ここで、総務産業常任委員会に付託されました請願第1号について委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長高橋重信議員。

総務産業常任委員長（高橋重信君）

平成28年3月18日

大郷町議会議長 石川良彦 殿

総務産業常任委員会

委員長 高橋重信

請願審査報告書

本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第87条第1項の規定により報告します。

記

受理番号、付託年月日、件名、審査結果で報告します。

請願第1号

平成 28 年 3 月 3 日

町道山中・希望の丘線、新設道路見直しについての請願

不採択すべきものと決定

審査の経過

役場第三委員会室において、平成 28 年 3 月 8 日午後 1 時 40 分から、請願内容の審査を実施した。

審査の結果、本請願事項である「地域住民から理解を得るための説明会を実施する」という町の姿勢が示されたという判断から不採択とした。

以上で終わります。

議長（石川良彦君） 以上で審査結果の報告を終わります。

これより質疑に入ります。9 番石垣正博議員。

9 番（石垣正博君） 今の審査の経過、これをお聞きを申し上げました。この中でちょっと請願賛成の方のこの文書では見えない少数意見があったと思いますが、その辺も含めてわからないので説明をお願いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。高橋重信議員。

8 番（高橋重信君） この間の 3 月 3 日に付託された請願審査報告の中で、要は、採択すべきとする者、2 名、町で 4 月から地域住民に説明会を開くという説明が議会の中でありましたが、議会も一緒にその説明に参加してやっていこうという中の趣旨で、それでその意見に 2 名の方が賛成して、この請願に賛成と。それから、不採択すべきものとする者が 3 名、これは町で地域住民に説明をしていくから議会としては、まずそれを見てからという意見が 3 名おありまして、要は 2 対 3 で不採択となりました。以上です。

議長（石川良彦君） 9 番石垣正博議員。

9 番（石垣正博君） 今、2 名の方が請願賛成というような意見を出したようでございますが、ある議員から、少数意見の留保ということを提案し、出したと聞いております。この常任委員会でそのことをどのようにもんで、その結果を出したんでしょうか。お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。高橋重信議員。

8 番（高橋重信君） 今の質問にあったように、1 名の方が少数……

議長（石川良彦君） 重信議員、委員会の中での審査経過内容に限っての発言にさせていただきます。

8 番（高橋重信君） 一部の方が、少数意見というようなものが出たんですが、ただ、今回この委員会の中では、その意見を取り上げることなく採決のほうに進んでいきまして、これは私の進め方のちょっと間違いもあった

のかなと思っておりますが、そういう形で少数意見の取り上げをしないで……

議長（石川良彦君） 委員長さん、「あっ、留保ね」の声あり）その流れについては、少数意見留保の話、今説明されたんですが、採決の前にということはあり得ない話でありますので、「ああ、そうですか」の声あり）そうです。採決の後に留保の申し入れがあった場合にやるという決まりになってはいますが、その件についてはあったか、ないかということでお話ししていただきます。

8番（高橋重信君） 採決の後にその話はね。ありませんでした。

議長（石川良彦君） 9番石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 今、ないということですが、少数意見の留保、これは非常に大事なものですよね。なぜならば、この会議で、要するにこの議場で行うということが非常に大事なことです。そして、今、議長がお話があったんですが、その後でなったということなんですか。ちょっとわからないんですが、お聞きしますけれども、その意見が後で出たからダメだということなんですか。

議長（石川良彦君） 私に聞かれても困るけれども、「何か今、議長がお話をしてしたので」の声あり）ルール上のお話を申し上げました。少数意見の留保については、採決後に行うことに委員会の基準とか規則等には、あるいは議員必携にも当然書いておりますけれども、そういう流れのほずであるということで、間違った報告なされると困るから委員長が先ほど前にという話でしたから、そこは違うはずだという流れで言っただけです。あとは、審議内容については委員長の報告のとおりかなと思うんですが、なお、確認するのであれば。

9番（石垣正博君） その採決後というのは、どこか書いてあるんですか。

議長（石川良彦君） 少数意見留保のやり方については、私申したことで間違いない、間違っていると困りますから、事務局のほうからじゃ、なお確認させます。（「はい」の声あり）

事務局長（櫻井真江君） お答えいたします。

少数意見の留保ということにつきましては、あくまでもその委員会開催中、採決をとった後に、その委員会閉会する前に申し出がないと何ら効力は発しないものです。委員会閉会后に話が出たことでの話でありますので、それは無効の話であると私のほうでは解釈しております。以上です。

議長（石川良彦君） 9番石垣正博議員。



9 番（石垣正博君） 今のこの会議規則の71条に、そのようなことは私は書いてないと思います。それを出してください。出すことによってその少数意見……

議長（石川良彦君） 石垣正博議員に申し上げます。

9 番（石垣正博君） それは違うんじゃないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） この議案に対する質疑の範囲内にとどめていただきたいと思います。もし、疑問があったら後ほど、あとはこちらで言うだけであればご報告申し上げます。

9 番（石垣正博君） でも、そのことがこの議場でやられないということ自体が私は問題と言っているんです。ですから、その常任委員会で……

議長（石川良彦君） 石垣議員に申し入れます。これは本会議の場でございます。（「はい、だから言っています」の声あり）本会議にあっては、少数意見留保については、その手続に間違いのないものでやっていただければ、そして議長までに意見書と同時に、意見書と一緒に私のほうに出していただければ受理はします。それがないということでございますので、その件についての議論は後でよろしくお願ひしたいと思います。（「受理がなかった。提出しなかったということですか」の声あり）はい。（「はい、わかりました」の声あり）さようでございます。よろしくお願ひします。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

それでは、これより討論に入ります。ございませんか。

まず、この委員長報告は不採択すべきものと決定ということでありませう。よって、不採択に反対の立場での反対討論から許したいと思います。12番千葉勇治議員。請願に関してということですが。

12番（千葉勇治君） 私は、今回のこの請願に賛成する立場で討論します。賛成する立場でね。

前略しますが、町長は私の一般質問に対する答弁で、住民の声に基づき、私がいわゆるこういう質問をした。「住民の声に基づき反対の声が強い場合、計画断念もあり得るのか」の問いに対して町長は、「地権者などの御理解は得ているものと判断いたしている。また、新設道路として議会の議決を経まして町道に認定しておりますことから、今後は地区懇談会を通じまして、住民に対する道路整備の有効性等について説明を

行い、住民との合意形成に努めてまいりますと。話をしながら周知徹底して意見を聞きながら事業を進めてまいります」と答弁し、今後反対の声が出てても計画は断念するとは一言も話していないわけなんですね。ですから、私は、今回の請願者の請願事項は、新設道路は誤った道の選択ではないのかどうか、町執行部から地域住民に対し、理解を得るように、説明会の開催とあわせて町執行部に見直しを含めた検討をしていただくこととなっており、必要でないという声が多数の場合は、その声に従ってほしいという請願内容と私は理解します。よって、町はこの声を真摯に受けとめるべきと考え、請願に賛成するものであります。よろしく御理解の上、御協力をお願いします。

議長（石川良彦君） 次に、委員長報告の不採択に賛成の議員、いわゆる請願に反対討論の発言を許します。6番赤間 滋議員。

6番（赤間 滋君） 不採択に賛成の立場で討論をいたします。

道路は町民の生活や経済活動を支え、活力ある地域社会の形成に欠くことのできない最も重要な社会基盤であり、道路整備の効果としては、経済波及効果、交通事故抑制効果、生活環境改善効果など多くの効果が期待できます。また、何よりも本会議初日3月3日に報告されました閉会中における所管事務調査の総務産業常任委員会の報告においても、調査した結果、調査事件として、山中・希望の丘線の進捗状況及び今後の取り組みについて詳細に調査をしたようであります。その結果の報告として、委員長の重信委員長さんから7項目目に、山中・希望の丘線について、災害に対する安全対策を万全にすべきである。また、町民の合意形成を図り、ここが大事であります、推進すべきであるときっちり報告されております。それを踏まえて、尊重して、委員長報告どおり本案件、反対討論とするわけですが、本案件に賛成討論といたします。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、請願原案に賛成の討論を許します。要するに、委員長報告に反対の人ということでございます。大友三男議員。

2番（大友三男君） 山中・希望の丘線、新道請願不採択に対し、反対討論といたします。

山中・希望の丘新道が本町の発展にとって大事な事業というのであれば、基本構想の段階で町民の方々や議会に示し、よく説明をし、理解を得た上で基本計画や設計などを立案し、事業を進めていくのが常識と考えます。したがって、新道予算を組む前に早急に町全体で町民説明会を開催し、町民の方々の賛同を得た上で新道事業を進めるべきで、賛同が

得られなかった場合は見直しも含め検討すべきと考える。よって、請願第1号 町道山中・希望の丘線、新道見直しについての請願に賛成し、反対討論といたします。以上です。すみません、原案に賛成し、反対討論とします。すみません。

議長（石川良彦君） 次に、請願原案に反対の討論を許します。5番若生寛議員。

5番（若生 寛君） この請願に関しましては、議会より総務産業常任委員会に付託されたという経緯でございます。その経緯の中で委員会といたしましては、全会一致とまではいきませんでした。不採択と決定したわけでございます。その不採択と決定し、なおかつ委員長が報告した中身につきまして、これを否とするということは全くもって委員会の軽視と私は思います。執行部のほうでも、このように住民説明会を実施して理解を求めるということを確約しているわけでございますので、私としてはこの請願は不採択すべきものと、そのように思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、請願原案に賛成の討論を許します。9番石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 請願に賛成するものとしてお話を申し上げます。

ことしの1月21日に河北新報に、この道路の件について掲載になりました。本来であれば、こういう掲載、道路というものについての新聞ということに載せるということは、あまり私は見たことがない。大きな道路でトンネルをつくるとか、橋をつくるとか、そういうんだったらわかるが、しかしながら、公開質問状という性質柄、それはやはり公開質問状の中身ということからして、やはりそこに少し何か感じるものがあったから記者はこれに掲載をしたと私は感じております。

本来、先ほど大友議員が話ししておりましたが、基本構想というものがしっかりと町民に、または議会に示されて、そしてそれを説明をして理解を得た上で基本計画、基本設計に入る、これが常識ではないでしょうか、皆さん、どうですか。それが何もなくて、どっと平成27年度の当初予算に測量設計業務として3,500万円載ってきた。このお金は何なんだ。えっ、4億1,500万円の道路をつくる。いつ説明しましたか。あまりにも執行部からの説明が、何ていうか、不親切ですよ。もっと言うならば、町民に対して、または議会に対して何か不親切だな、軽んじて、軽視していないか。この測量設計業務を通すことによって後の4億1,500万円、これは必ず通る、そう執行部は見込んでおりますよね。これでは議

会は何のためにつくるの。何のためにみんなにお話をしているの。違いますか。

それと、道路、この道路、果たして都市計画における街路整備計画あるでしょう。または道路整備計画があるんでしょう。それに位置しているの。どこに位置しているんですか。私はないと思っております。突然出てきた。何十年前かに、あそこに道路をつくる、それが浮かび上がってきて、ああ、そうだ。使い勝手のいい交付金があるから、あそこに道路をつくれ。そんなことではどうにもなりません。どうにもなりません。忘れるからあんまり言わないでください。そういうことで、やっぱりしっかりと説明責任を行うべきでしょう。

それと、目的がないから答えが二転三転しているんじゃないですか。最初はどうでしたか。子供たちが安全な道路を通るんだよと。そして、市街化形成をするんだよ。それからどうです。土地区画整理事業をする。どこで。子供たちの安全をするんだらば、今の歩道をしっかりと整備して、道路は要らないんだ。車なんか要らない、危ないぞ、かえって、歩道をつくるたって。道路を整備するんです。そして、市街化形成、なぜ。今、物産館を中心に大郷のあれは市街化形成しているんでないですか。なぜ、そこにまた市街化形成するの。2つも3つもするの。

そしてまた土地区画整理組合、これ、町がやるんですか。財政力指数が幾らなんです、町の。零コンマ4、なるか、ならないか、かつかつのところ。そういう財政をしっかりと持っていない人が土地区画整理なんかできません。ましてや、所有している土地なの、土地区画整理組合をつくるって融資の利息をどうやって納めていくの、売れるまでの間。そんなものない。今は、富谷みたくデベロッパーでやっているんでしょう。だから、私はこういうことではなく、私が一般質問でお話をしました。災害道路、または堤防をつくってしっかりと吉田川を守っていく、それにこそそういう資金を使うんです。

ある議員が言っております。道路、私は道路つくるのに反対はしておりません。しかし、どこに道路をつくってもいいというわけではない。私はそれにすごく感動をいたしております。必要不可欠な道路、後で生きてきます。請願の賛成の討論といたします。以上です。

議長（石川良彦君） 次に、請願原案に反対の討論を許します。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。（「原案に対してのね」の声あり）はい、採択すべきものということでの考えです、いわゆる賛成ということ。採択すべきものという。8番高橋重信議員。（「委員長い

いのか」の声あり) だめなものは許可しておりませんので。

8 番 (高橋重信君) 一議員として請願に賛成の立場で討論いたします。

町道山中・希望の丘線、新設道路見直しについての請願書について、採択すべき立場から討論いたします。

町道山中・希望の丘線新設にかかわる公開質問状が町政を考える会から町に出され、1月21日付で河北新報に掲載され、その後、多くの町民から再検討してほしいと来たとのことであります。

去年の12月に希望の丘住宅地にて聞き取り調査をしたところ、面談できた人たち全員が建設には反対でありました。理由は、通学路を利用する児童生徒の少ないところに大金をかけて建設するメリットがあるのか、町民から要望されているところに税金を向けるべきとの話をされました。それから、道路建設による車の交通量が増し、事故を誘発し、危険地帯になるとのことで、是が非でも撤回をしていただきたいという意見が全員の方からありました。

公開質問状に対し、町当局からの答弁は、町の事業認可に向け、対象地権者や関係地区の区長に対して説明を実施し、同意を得ることを優先しましたと。今後は、現在行っている詳細設計の結果を踏まえ、道路計画がはっきりした時点で、中村、長崎区長及び関係地権者、さらに地区懇談会で事業内容を説明するとの回答ですが、事業を中断して大郷町全区及び関係地域の多くの町民の皆様には説明をして声を聞き、検討すべきが本筋であると考えます。請願事項にある新設道路は誤った選択ではないのか、町執行部から地域住民に対し理解を得るような説明会の開催と町執行部にも見直しを含めた再検討をしていただくとあります。道路建設ありきとしていることから今回の請願となりました。町民からの負託を受けている私たちは町民の声を聞くべきである。以上により、請願に賛成の立場で討論をいたします。終わります。

議長 (石川良彦君) 次に、請願不採択、請願反対の討論を許します。

次に、請願に賛成の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 (石川良彦君) ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、請願第1号 町道山中・希望の丘線、新設道路見直しについての請願を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は委員長報告のとおり不採択されました。

---

日程第13 請願第2号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願

議長（石川良彦君） 日程第13、請願第2号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願を議題といたします。

ここで、総務産業常任委員会に付託されました請願第2号について委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長高橋重信議員。

総務産業常任委員長（高橋重信君） 平成28年3月18日

大郷町議会議長 石川良彦 殿

総務産業常任委員会

委員長 高橋重信

請願審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第87条第1項の規定により報告します。

記

受理番号、付託年月日、件名、審査の結果で報告します。

請願第2号

平成28年3月3日

TPP協定を国会で批准しないことを求める請願

不採択すべきものと決定いたしました。

以上です。

議長（石川良彦君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 2時35分 休憩

---

午後 2時43分 開議

議長（石川良彦君） それでは、全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告は不採択すべきものと決定ということでの報告であります。よって、不採択とすることに反対の立場の、原案に対する賛成

討論ということで求めます。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 12番千葉勇治でございます。

ただいま提案されました請願審査報告書、請願2号を不採択すべきものと決定に反対する立場、要は何とかこの請願を認めてほしいという立場で討論に参加します。

既に、委員会の中でも同じような性格のものが12月にも出されているから、今回は提出を見送ったほうがいいのではないかと、趣旨の反対よりも、そういう同じようなものを繰り返してもというような意見がありました。そういう意味での反対の声が多数でした。若干、農協の理事さんという立場なり、あるいは農業委員さんという立場なりでは、国が一所懸命やる後を、万が一に備えても対策を講じているからいいのではないかという意見もありましたが、一方では、そういう既に出しているからという声もありました。そういう中で、改めて今回の請願の趣旨を皆さん方に一応紹介議員として訴えさせていただきながら、何とか御協力、御理解いただきたいと思います。あえて立ちました。

前回の12月議会で賛成多数で国に意見書を提出以降、最近、明らかになったことがまたあります。それは、2月の4日、5日でしたか、いわゆる日本語版が正式に出てきまして、それによりまして日本語の解釈におけるT P Pの分析が行われたわけでございます。

その中であって、若干申し上げますと、例えば米、麦での輸入枠の拡大、あるいは牛、豚肉での関税の引き下げなど重要農産物、農産品5品目全てで大幅な譲歩を行い、加えて重要5品目の3割、その他農産品で98%の関税撤廃を合意しています。さらには、政府が守ったとしている重要5品目の例外も7年後に、ここが新しいんです、発見された、7年後には米国など5カ国と関税撤廃について協議が義務づけられているわけです。このように、今示されている合意は通過点に過ぎず、全農産物の関税撤廃が迫られるおそれがあります。これでは、皆さん、本町のような地域農業はまさに太刀打ちができない状況になります。また、透明性や規制の整合性確保を理由に医療を初め、健康な暮らしを守るさまざまな規制、制度にかかわる各種審議会に参加国や企業からも意見を表明できる規定さえあります。T P Pと並行して行われてきた日米の二国間協議では、アメリカからの規制緩和要求を日本の担当相が窓口になって規制改革会議に諮るといふ、まさに日本の国の主権を放棄するに等しいことにまで踏み込んでいる内容でありまして、日本語に訳すことで初めてこれらが明らかになっております。それを国会で取り上げた結果、

国もそのことを認めているというのが3月7日の国会での実態であります。

また、政府試算について、私、町のほうの試算も出しましたが、米についてはあまり影響ないだろうというような説明でしたが、実際は別枠で、国が7万トン以上入ってくる米の生産減少額はゼロに見てるんです。おかしいと思いませんか。また、安い輸入品が入ってくる牛肉の生産減少率、これもゼロなんですよ、見ているのが。また、輸入豚肉の7割が調整品ですが、こうした調整品が影響試算には含まれていないと。このように多くの分野で問題が、議論すればするほど、分析すればするほど出てきているのが実態であります。

ですから、12月には皆さん方の御理解で、この批准するなという請願を出してもらいましたが、実は今度の国会では、この批准まで進めようとしているのが今の国のあり方でございます。よって、私は前回の12月議会に引き続き、大郷町民の基幹産業や生活、命、健康を守るという立場からも、何とかこの請願に賛同賜りますよう心からお願い申し上げまして私の、今の提案されている採決に反対、請願に賛成の立場での討論を終わります。よろしく御協力お願いします。

議長（石川良彦君） 次に、委員長報告に賛成の立場での原案反対の討論を許します。

次に、委員長報告に反対の立場での原案賛成の討論を求めます。採択すべきものというもとの賛成討論を許します。大友三男議員。（「請願を採択するということ」の声あり）請願を採択ということです。

2番（大友三男君） 請願を採択する立場で討論をいたします。

T P P 太平洋パートナーシップ協定を批准することは、本町農畜産業にとっても多大なマイナス影響が出ることは間違いなく、平成27年12月議会の総務産業常任委員会で一度請願を取り上げているので、今回は取り上げなくてもいいのではないかという意見が多く不採択となりましたが、一度請願を出したからもういいというのではなく、本町の畜産業に対する意思を明確にするために請願を国に対し、繰り返し提示することが必要ではないかと思われまます。よって、今回の請願第2号を原案どおり採択すべきという立場で討論いたします。以上です。

議長（石川良彦君） 次に、委員長報告に賛成の立場での原案反対の討論を許します。

次に、委員長報告に反対の立場で原案賛成の討論を許します。ないですか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、請願第2号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は委員長報告のとおり不採択されました。

---

日程第14 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情

議長（石川良彦君） 日程第14、陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情を議題といたします。

ここで、教育民生常任委員会に付託されました陳情第1号について、委員長より審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長石川壽和議員。

教育民生常任委員長（石川壽和君） 報告いたします。

平成28年3月18日

大郷町議会議長 石川良彦 殿

教育民生常任委員会

委員長 石川壽和

陳情審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第87条第1項の規定により報告します。

記

受理番号 陳情第1号

付託年月日 平成28年3月3日

件名 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情

審査結果 採択すべきものと決定  
以上です。

議長（石川良彦君） 以上で審査結果の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第15 委発第2号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書（案）

議長（石川良彦君） 日程第15、委発第2号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。教育民生常任委員長石川壽和議員。

教育民生常任委員長（石川壽和君）

委発第2号

平成28年3月18日

大郷町議会議長 石川良彦 殿

提出者

教育民生常任委員会委員長

石川壽和

賛成者 同委員 赤間茂幸

同委員 赤間滋

同委員 和賀直義

同委員 石 垣 正 博

同委員 高 橋 壽 一

同委員 石 川 秀 雄

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書（案）

上記の議案を、地方自治法第109条第7項及び会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書（案）

脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭が衝撃や打撲を受けたり、激しく揺さぶられることによって、あるいは身体への強打によって、頭と脳が前後左右に急速に動かされることによって生じます。この突然の動きによって、文字どおり脳は頭蓋内ではね回され、よじられ、脳細胞が引っ張られて損傷を受け、脳内に化学的な変化を生じます。脳しんとうを受傷しても通常、生命を脅かすことはありませんが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす場合もあります。

主な症状は損傷後、記憶障害、錯乱、眠気、だるさ、目まい、物が二重に見える、あるいはぼやけて見える、頭痛または軽度の頭痛、吐き気、嘔吐、光や騒音に対する過敏性、バランス障害、刺激に対する反応が鈍化、集中力の低下等、複雑かつ多彩であり、また症状はすぐに始まることもあれば、損傷後数時間、数日、数週間、あるいは数カ月発症しないこともあります。（一般的な認識の「意識消失」は、脳しんとうの中で10%以下（IRB脳振盪ガイドライン）でしか見られません）

特に、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を初め、てんかんなどの意識消失、半身麻痺、視野が狭くなる、におい・味がわからなくなるなどの多発性脳神経麻痺、尿失禁などが発症した場合、症状が消失するには数カ月かかることもあり、まれには永続的な身体的、感情的、神経的、または知的な変更が発生します。さらに、脳しんとうを繰り返すと、永久的な脳損傷を受ける可能性が高くなりますし、死に至る場合（セカンドインパクト症候群）もあるので、繰り返し脳しんとうを受けることは避けるべきです。

この病態は、SCAT2やSCAT3において客観的な診断方法が確立されており、既に国際オリンピック委員会を初め、FIFA、IIHF、IRB、F-MARC等で採用され、PocketSCAT2においては各種スポーツ団体で脳しんとうを疑うかどうかの指標として使用

されています。

平成24年7月に文部科学省が「学校における体育活動中の事故防止について」という報告書をまとめ、さらには平成25年12月には、社団法人日本脳神経外科学会から「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」が提出され、同月には文部科学省より「スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について」の事務連絡が出されていますが、実際の教育現場や家庭では、まだまだ正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回ってしまい、再就学・再就職のタイミングを失ってしまい、生活全般に不安、不便、孤独を感じ、最悪、鬱状態に陥ってしまう人も多く、特に罹患年齢が低年齢であれば発達障害とみなされ見過ごされ、引きこもるか施設に預けられるのかの二者択一になっているのが現状です。

また、重篤な事案となった場合にも、事故の初動調査のおくれがちになることにより、事案の経緯が明確にならないため、介護・医療・補償問題をも後手に回ってしまい、最悪、家庭崩壊へと陥っている家庭も多く、事故調査をないがしろにしてしまうがために、同様の事故を繰り返して起こしてしまっているのが現状です。

そこで、国におかれましては、上記の現状踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じるよう、強く希望します。

#### 記

脳しんとう及び軽度外傷性脳損傷への対応について

##### 1－〈教育機関での周知徹底と対策〉

各学校などの教師・保健師・スポーツコーチ及び救急救命士・救急隊員に〈Pocket SCAT 2〉の携帯を義務づけること。

あわせて、むち打ち型損傷、もしくは頭頸部に衝撃を受けたと推測される事故・事案が発生した場合は、本人の訴えだけでなく、症状を客観的に正確に観察して判断を下すとともに、家庭・家族への報告も義務づけ、経過観察を促すこと。

##### 2－〈専門医による診断と適切な検査の実施〉

脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、CT/MRIだけではなく、神経学的検査の受診も義務づけるとともに、〈SCAT 3（12歳以下の場合はChild SCAT 3）〉を実施し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。

##### 3－〈周知・啓発・予防措置の推進と相談窓口の設置〉

脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に対応のできる職員

を配置し、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知・予防をより一層図ること。

4－〈園内・学校内で発生した重大事故の繰り返しの防止〉

保育園・幼稚園及び学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに第三者調査機関を設置し、迅速に事故調査、及び開示を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

宮城県黒川郡大郷町議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、  
文部科学担当大臣殿

以上です。

議長（石川良彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、委発第2号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書(案)を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔「賛成者起立」〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議員派遣の件

議長（石川良彦君） 日程第16、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。会議規則第112条第1項の規定により、お手元に配付したとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定しました。

---

#### 日程第17 閉会中の所管事務調査

議長（石川良彦君） 日程第17、閉会中の所管事務調査を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第70条の規定によりお手元に配付した所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長（石川良彦君） 以上をもって、今定例会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今定例会は、3月3日開会以来、本日までの16日間にわたり、平成28年度各種会計当初予算案を初め多数の重要議案について終始熱心に御審議をいただき、本日、その全議案を議了して、無事閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともにまことに御同慶にたえません。

また、執行者である町長を初め副町長、教育長、課長各位におかれましては、審議の間、常に真摯な態度で審議に御協力くださいました。その御労苦に対し深く敬意を表しますとともに、本会議あるいは予算審査特別委員会において出されました意見、要望に十分配慮していただき、今後の行政運営に十分反映されますようお願いするものであります。

終わりに、議員各位にはくれぐれも御自愛いただき、今後の町政推進に御尽力賜らんことをお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これにて、平成28年第1回大郷町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでございました。

午後 3時07分 閉会